

下水道事業計画区域外での
新築、単独処理浄化槽・くみ取りからの転換工事に

合併処理浄化槽設置の補助金を 利用できます！



●補助金対象要件

・公共下水道事業計画区域外・農業集落排水事業整備区域外にある住宅に合併処理浄化槽を設置する個人

※合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新は対象となりません。

●補助金上乗せ対象区域

①用途地域であって、公共下水道全体計画から除外された区域

②公共下水道事業計画・公共下水道全体計画の両方から除外された区域

※②の場合は、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新でも対象となる場合があります。

※区域の詳細については、**下水道課(82-1164)**までお問い合わせください。

●合併処理浄化槽への補助金額

浄化槽の人槽	通常額	上乗せ実施後
5人槽	332,000円	545,000円
7人槽	414,000円	679,000円
10人槽	548,000円	899,000円

※補助金対象要件に該当し、上乗せ対象区域に該当しない場合は通常額となります。

槽の処分費・配管工事費にも補助金を利用できます！

単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽に転換工事を行う場合、合併処理浄化槽設置の補助金に合わせて、次のとおり補助金が上乗せされます。

区分	補助金額
単独処理浄化槽の処分費	上限 120,000円
くみ取り槽の処分費	上限 90,000円
配管工事費	上限 300,000円



【お問合せ先】

山陽小野田市建設部下水道課

TEL:82-1164

FAX:84-7129



← こちらから市 HP
の掲載ページにア
クセスできます！